農林水産省動植物検疫・農薬問題等食品安全性対策本部の設置について

1 趣旨

消費者の食品安全に対する意識の高まりを踏まえ、適切な動植物検疫、農薬問題等食品の安全性の確保対策を推進するため、農林水産省動植物検疫・ 農薬問題等食品安全性対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2 構成

(1)対策本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要と認めるときは構成員を追加することができる。

本部長 遠藤副大臣

本部長代理 宮腰大臣政務官

岩永大臣政務官

副本部長農林水産事務次官

農林水産審議官

本部員 大臣官房長

総括審議官

技術総括審議官 協同組合検査部長

総合食料局長

生産局長 経営局長

農林水産技術会議事務局長

食糧庁長官 林野庁長官

水産庁長官

(2)対策本部の下に幹事会を置くものとし、幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事長は、必要と認めるときは構成員を追加することができる。

幹事長生産局(坂野)審議官

幹事長代理 総合食料局消費者政策官

副幹事長 生產局植物防疫課長

幹事

生産局生産資材課長 生産局畜産部衛生課長 総合食料局消費生活課長

大臣官房企画評価課長

協同組合検査部調整課長

生產局野菜課長

生産局果樹花き課長

総合食料局品質課長

経営局普及課長

経営局協同組織課長

農林水産技術会議事務局技術安全課長

食糧庁流通課長 林野庁経営課長

水産庁加工流通課長

- (3)対策本部の庶務は、総合食料局消費生活課並びに生産局野菜課、果樹花 き課、生産資材課及び畜産部衛生課の協力を得て、生産局植物防疫課にお いて処理することとする。
- 3 検討事項
- (1)適切な動植物検疫の推進のための対策
- (2) 農薬問題等食品の安全性確保のための対策
- (3) その他必要な事項